

岐阜県公報

目 次

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ
一

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する

規則

(同)

一

号 外 (二) 令 和 三 年 三 月 二 十 二 日

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第二号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表公安職の表警察本部長の項本部課長の欄中「人材育成企画官」を「人材育成・デジタル企画官」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月二十二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三号

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則の一部を改正する規則

岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則（昭和四十五年岐阜県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表警察本部長の部警察本部の項七級の欄中「人材育成企画官」を「人材育成・デジタル企画官」と改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和三年三月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社